

# 障がい者 福祉情報

167号 2024年8月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7  
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/>

## 災害等緊急時の避難所における障がいのある人への支援について

このたびの「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

地震の発生は2024年1月1日午後4時10分ごろ。震源は石川県能登地方で地震の規模を示すマグニチュードは7.6でした。阪神・淡路大震災を起こした地震や熊本地震のマグニチュードは7.3だったので、それよりも大きな規模です。

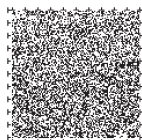
近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。

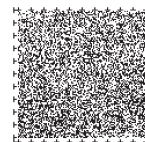
こうした災害を受け、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において長時間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じているケースもあります。

これらの方々が避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっています。

### もくじ / 通巻167号

- ・災害等緊急時の避難所における障がいのある人への支援について …… 1～6
- ・全国ナイスハートバザール2024 in FUKUOKA 開催 …… 6
- ・福岡県からのお知らせ …… 7～8





災害等緊急時の避難所等における障がいのある人への支援について（現地の声）

### 【令和6年能登半島地震】

JDF（日本障害フォーラム）

障がいのある人の権利を推進することを目的に、障がい者団体を中心として設立）では、能登半島地震に関する情報交換会（2024年2月21日）が行われ、各団体から様々な現地の様子が報告されました。その後、6月20日には、JDF能登半島地震支援センターに関する意見交換も行われました。

#### 地震発生直後（当事者）

● 耳が聞こえず情報が入手できない。

● 手話通訳者も被災して支援が受けられない。

● インターネット環境が行き届かず遠隔手話も難しい。

● 在宅中に被災し、携帯電話（の警報）が振動し、恐怖を感じた。翌日に通訳介助者が来て自分の安否確認がされた。

● 盲ろう者は避難支援のためにいきなり手を引かれても恐怖を感じただけである。

#### 地震発生直後（支援者）

● 被災者支援に関しては、奥能登では自営業をする人が多く、生活再建支援金だけでは生活再建には不十分で、どのように支援できるか悩ましい。

● 手帳所持者のうち安否確認できない人は一部であり、聞こえない仲間はどうなっているのか。安否確認にあたっている相談支援専門員は手話ができずろう者や聴覚障がい者の特性を理解した聴き取りは難しい。

● 手帳所持者のうち安否が分からない方も多い。

● 補聴器や人工内耳の電池が心配であり、関連メーカーと連携して対応している。

● 避難所でも文字や絵を用いた情報提供が必要であるが、テレビに字幕が付かなかった例が今回もあった。

● 3日間通訳を続けて体調を崩した人もいる。

#### 地震発生後から現在まで（支援者）

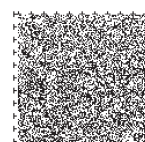
● 避難生活が続き元の土地に戻れない人もいる。

● 生活再建支援金の額は避難者が帰郷し住宅を再建するには不十分である。

● 避難所では車椅子避難者のためのリラックスできるスペースが必要である。

● 被災地である能登地域に戻りたいという人が多く、そのニーズにこえられる復興支援が必要である。

● 発災直後は飲食や断水に関わる



ニーズが多かったが、今は視覚障がい者に必要な物品の希望や経済的不安といったニーズが変わってきている。

● 一部の避難所にろう者が集団で避難しコミュニティを作れているのは有効である。奥能登には聞こえない人が集まれる福祉避難所がないので設置してほしい。仮設住宅でも同様の形が取れないか。仮設住宅については複数の地域の方が一つの仮設住宅に入れるよう要望を出しているが自治体間の縦割りがあり難しい状況である。

● コロナ禍以降は地域の人とのつながりも少なくなった。地域の人とのつながり、盲ろう者への適切な支援の周知が必要である。

● 2次避難所や仮設住宅に移ったあとの移動支援が課題で、点字ブロックの敷設なども必要である。

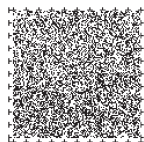
● 視覚障がい者のことが分かる人が入って対応する必要がある。また支援金などの情報も紙媒体が多く、アクセシブルにする必要がある。

● 障がい者団体に入っていない人への支援も課題である。

● 障がい者手帳所持者のうち一部の方しか確認できない状況が続いている。特に聞こえない・聞こえづらい人は、対面でのコミュニケーションが重要であり個別訪問が求められる。

● 国による被災高齢者等把握事業は行われているが、障がい者の実情が障がい者団体に伝わっていない。聞こえない・聞こえづらい人たちがどのような生活を送っているか心配である。

● 障がいのある人の通院、公的手続き、買い物、その他の移動支援のニーズがある。



● 仮設住宅にモバイル建築が活用され、今後一般住宅等に転用可能となっている。

障がい者団体にも活用できる可能性があるのでないか。

● 避難所の解消の時期が近づいているが、自宅が一部損壊と判定されたため仮設住宅に入れない人がいる。一部損壊といっても、住める状態になく、周囲のインフラも復旧されていない。またヘルパー派遣も再開されない。こうした状況にある障がい者について、行政とも連携した対応が必要である。

### JDF(日本障害フォーラム) 災害総合支援本部の 今後の方向性について

今後とも情報交換・意見交換の場を開催するとともに、全国的な連携組織として、国や県に提言や要望を継続的に行っていくこととされています。また、各団体ではすでに取組みを行っていますが、これらと連携し、民間団体としてできることを重層的に行っていくこととしています。

### 令和6年能登半島地震を教訓として考えるべき課題について 【障がい者の避難所利用】

- 単独で避難所へ行くことが難しい。
- 避難所の構造が視覚障がい者には分からない(出入り口やトイレなど)。
- 視覚障がい者には、避難所の構造が理解できないために、自分の居た位置から移動した場合、一人ではそこに戻ることが出来ず、常に精神的なストレスを感じる。
- 避難所での様々な連絡はほぼパネルや壁に掲示されることが多いが、視覚障がい者本人が自力でその情報を取得することができない。
- トイレなど生理的な行動を起こす際、自分一人で行くことができない。
- 緊急事態で皆も大変な中、本人は声をかけるのも遠慮し、どうすることも出来ずじつとその場

にいるが、見た目に視覚障がい者とはかの人から分からないため、声をかけてもらえず自分からサポートを頼むことにストレスを感じる。

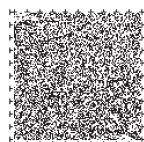
● 障がい種別に応じた支援者がいない(個別支援体制が整っていない)。

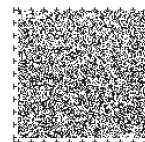
● 福祉避難所の曖昧な指定による、受け入れ体制の不備。

● 奥能登4市町村では福祉避難所が41カ所指定されていたが、開所は9カ所に留まった。

### 福祉避難所の在り方の 再検討について

年々、福祉避難所数は増加していますが、理解している人が少ないことから知名度を上げることが必要です。そのためには、平常時から、地域、行政、支援者等と連携し、お互いに理解し支え合える関係づくりが大切です。





また、障害者差別解消法が施行されたことで、重度障がい者でも「福祉避難所」に

限定せず、どの避難所でも利用可能であることが合理的配慮となります。災害時要援護者、特に障がい者の避難は容易なことではありませんが、わたしたち関係者は改めて、災害時の障がい者の現状を理解するとともに、課題と備えを検討する必要があります。

避難所における障がい児者への配慮事項等について

【厚生労働省まとめ】

常時介護や見守りが必要な重度障がい児者のご家族への配慮

### 救援物資の配給

・障がい者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、救

援物資を受け取れない等の事態が予測されるため、個別に救援物資を届ける等の配慮をお願いします。

・障がい者本人の代わりにヘルパーが配給の列に並んだ場合でも、救援物資を渡していただくよう配慮をお願いします。

### ご家族を支える体制

・障がい者本人の見守りが必要なため、家族が側を離れられず、介助者自身の生活行為ができなかったり、親族の捜索にいけない事態が起こります。一時的に介助を交代できる支援体制についてご配慮をお願いします。

避難所等で生活する障がい児者とその家族への支援

### 車いすを利用する人

・長時間同じ姿勢でいると体に負担がかかる  
↓車いすを降りてリラックスできるスペースの確保が必要です。

・着替えやトイレのための移動が難しい

↓移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシーの確保に配慮してください。

### 身体障がい者補助犬を使用する

・使用者と補助犬を分離せず受け入れたうえで、周りの方々に補助犬に対する理解を促進

↓同伴を拒んではならないことが法律で決まっていることを周知し、理解を求めてください。

### 聴覚障がい者

・支援のためのニーズを把握

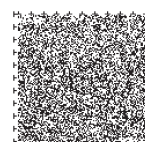
↓障がいの程度（聞こえの状態な

ど）は？

・文字等で必要な情報をしっかり伝達

↓プラカードやホワ

イトボード等を使用した視覚的情報だけで分かるよう表示してください。



### 視覚障がい者

・支援のためのニーズの把握

↓障がいの程度（全盲、弱視など）は？

情報の取得方法（点字、音声、拡大文字など）は？

・音声で必要な情報をしっかり伝授

↓放送やハンドマイク等を使用して、音声情報だけで分かるような説明に配慮をお願いします。

## 知的障がい児者

・読み書きや計算に困難がある。言葉をややうまく使うことができなかったり、理解がゆっくりだったり。複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手

↓たくさん言葉を使わずにゆっくりと話したり、文字にはルビを振るなどの配慮をお願いします。

## 発達障がい児者等

・コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きい

↓指示は紙に書いたり、簡潔な言葉を使うよう配慮をお願いします。

・不安が強くなるとパニック状態になることもある

↓本人をよく知る人を見つけて配慮の方法の確認をお願いします。

・音や光、食べ物のに

おいなどに敏感で刺激に耐えられない

↓音を遮断するヘッドフォンやサングラス、マスクを使用できるようにしてください。

## 精神障がい者

↓環境変化のストレスや服薬中断により、医療機関、保健所等につなげる等の必要な支援への配慮をお願いします。

## 高次脳機能障がい者

(事故などにより脳の機能に障がいがある状態)

・記憶障がいや注意障がいなど外から判別しにくい症状がある

↓常に見守りが必要なケースもあるので、声かけや聞き取り等ご配慮をお願いします。

## 医療的ケアを必要とする人

・環境変化による発熱、呼吸状態

の悪化等、体調変化を起こしやすい

↓医療機器(人工呼吸器・吸引機等)の電源の確保の配慮をお願いします。

↓経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要となりますので、配慮をお願いします。

↓必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所も活用していただくよう配慮をお願いします。

## 人工肛門・人工膀胱保有者

・プライバシーに十分配慮

↓人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えていない方もいます。同性の担当者が聞き取りに当たるなどプライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握するようにしてください。トイレにパ

ウチを洗浄する設備がない場合には代替できる設備設置の配慮をお願いします。

## エコノミークラス症候群の予防

・狭い場所などで、長時間同じ姿勢とっていると、エコノミークラス症候群を起こす可能性が高まる

↓避難所等で被災者への体操指導等を行う場合、知的障がい、精神障がい、発達障がいをお持ちの人の中には集団での活動を苦手とする人がいますので、小集団での体操等の実施にもご配慮をお願いします。

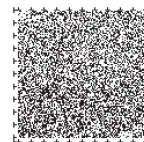
避難所以外で生活している障がい児者とご家族への配慮

(市町村・障害福祉関係機関等へ配慮事項)

・避難所以外で生活している障がい児者等の把握について

↓被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている

障がい児者やそのご家族には、食料、生活用品の配給やその



他の必要な支援の情報が届いていない可能性があります。このため、避難所以外で生活

している障がい児者等の把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようにお願いします。

・情報・意思疎通支援の対応について

↓視覚・聴覚障がい者に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要になります。避難状況等を踏まえ、日頃から支援に携わっている関係者間で連携して、本人や家族に対し、点字や音声、文字等による被害状況等の提供、手話通訳者等の派遣等の情報・意思疎通支援について、視聴覚障がい者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いいたします。

【厚生労働省まとめ】



災害時避難所での障がいのある人等への合理的配慮に関する動画の活用について  
《動画掲載サイト》  
・YouTube

## お知らせ

### 全国ナイスハートバザール 2024 in FUKUOKA

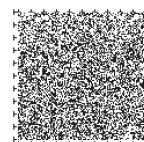
福岡県をはじめ全国の社会就労センター（障がい者就労支援事業所等）で生産・製造された商品を展示販売し、販路の拡大・障がい者の工賃向上を図るとともに、広く開催県民の理解を深め、障がいのある方々の社会参加を促進することを目的に開催されます。

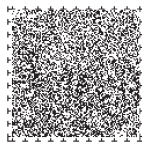
開催日程及び会場

- (1) 令和6年10月12日(土)～14日(月・祝) 3日間  
ゆめタウン大川1階「ゆめ広場」【福岡県大川市大字上巻字野口430-1】
- (2) 令和6年10月23日(水)～27日(日) 5日間  
木の葉モール橋本1階「館内通路(もみじ側)」【福岡県福岡市西区橋本2-27-2】
- (3) 令和6年11月21日(木)～26日(火) 6日間  
アクロスモール春日1階「憩いの広場」【福岡県春日市春日5-17】
- (4) 令和6年12月9日(月)～13日(金) 5日間  
福岡県庁1階ロビー【福岡県福岡市博多区東公園7-7】

※各会場の販売時間は10時～18時を予定。会場によって販売時間が異なる場合があります。

※各会場に能登半島地震被災地支援のためのチャリティ販売ブースが設けられる予定です。





QRコード

福岡県からのお知らせ

民間事業者による合理的配慮が義務化されました

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮が義務化されました。企業・事業者の皆さんが法の趣旨を正しく理解し、サービス提供の現場で適切な対応ができるよう、研修や仕組みづくりが必要です。

県では、障がいのある人への合理的配慮ガイドブックや動画をホームページやYouTubeなどで公開しています。研修会や学習会、啓発イベント等、様々な機会ぜひご利用ください。

「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮のポイントをお伝えします

企業・事業所が主催する研修会等に、障がい者差別解消専門相談員が講師として出向き、「障がい」に関する基礎知識や合理的配慮のポイントをお伝えします。

■日時

平日・土日・祝日(年末年始を除く) 10時～20時まで

■会場

会場の手配、使用料等は、申込者負担

※会場は、福岡県内に限ります。

※座学形式

■講師派遣費用

交通費・謝礼いづれも不要

■申込先

福岡県障がい者差別解消専門相談窓口

TEL 092-643-3143

FAX 092-643-3304

〒sabetsukaisho

@prefukuokal.jp

まじくるアート

FUKUOKA Gallery事業

福岡県では、文化芸術活動を通じて障がいのある方の収入向上・

社会参加を推進するとともに、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供することを目的に、障がいのある方のアート作品(まじくるアート)のレプリカを有料で貸し出し、その料金の一部(30%)を制作者へ還元する取組(レプリカのレンタル)を行っています。

また、レンタル作品の一部は、県庁舎(1階ロビー)や各階エレベーターホール)や県有施設(もち文化センターや九州芸文館など)で展示しています。お立ち寄りの際は、ぜひお楽しみください。

※レンタルの詳細については、ま

ごころアートF

UKUOKA G

allery 事業

業ホームページ



をご覧ください。

(<https://fukuoka-artrental.org/>)

県庁などの窓口で遠隔手話通訳サービスを行っています

県庁や県の出先機関等の窓口では、手話が必要とする来庁者が、円滑に意思疎通を行うことができます。遠隔手話通訳を行っています。

来庁者のス

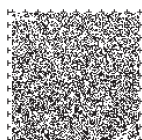
マートフォンで窓口を設置された二次元コードを読み込むと手話通訳者につながります。

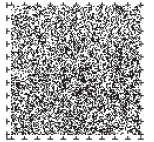
詳しくは、県ホームページ(QRコード)をご覧ください。

二次元コードを利用した遠隔窓口通訳



窓口に設置した二次元コードを読み込み ※特別なアプリ等をダウンロードすることなく利用できます。





「フクオカ・パラスター・プロジェクト(N-STAR)」パラ  
スポーツ体験会・発掘プログ  
ラム測定会・相談会を実施し  
ます！

福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業「フクオカ・パラスター・プロジェクト」は、障がいのある方を対象に、本県から世界で活躍するパラアスリートを輩出することを目的に実施しています。この度、パラスポーツ体験会と、測定会・相談会を実施します。皆様のご参加をお待ちしています。

**1. パラスポーツ体験会**  
障がいのある方とご家族、パラスポーツに興味のある方が、様々なパラスポーツを体験できる場です。

■日程  
令和6年9月14日(土)

■会場

アクシオン福岡  
(福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号)

■内容

①パラスポーツ競技体験(車いすテニス、ゴールボールなど)  
②握力やボール投げなどの体力測定

■申込方法・参加費

申込不要・無料

■QRコード

詳細は左記QRコードをご覧ください。



(<https://www.fpsa.jp/events/detail/296>)

**2. 測定会・相談会**

小学6年以上の障がいのある方を対象に、測定会(1次選考)と相談会を実施します。

■日程・会場・申込方法

下記QRコードをご覧ください。

■内容

20m走、ボール投げ、握力などの基礎体力測定

■参加費

無料

■QRコード



(<https://forms.gle/JL2HAHC3pqUqUNkww9>)

■問い合わせ先

一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会

TEL 092-582-5223

FAX 092-582-5228

ホームページ

(<https://www.fpsa.jp/>)

**2024ふくおか県  
障がい児者美術展**

本県では、障がいのある方々らなる制作意欲の向上を促進し、県民に対して、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を提供することを目的に

「ふくおか県障がい児者美術展」を開催します。

【展示会】

①九州芸文館(筑後市)

期間・11月26日～12月1日

②北九州市立美術館黒崎市民ギャラリー(北九州市)

期間・12月3日～8日

③嘉麻市立織田廣喜美術館(嘉麻市)

期間・12月17日～22日

④福岡県立美術館(福岡市)

期間・1月7日～13日

【問い合わせ先】

ふくおか県芸術文化祭実行委員会事務局

TEL 092-643-6662

FAX 092-643-3347

※詳細については、ふくおか県芸術文化祭のホームページをご覧ください。

(<http://www.kenbunsai-fukuoka.jp/topics/detail/72>)

(<http://www.kenbunsai-fukuoka.jp/topics/detail/72>)

